

# 役員等の費用 弁償及び旅費 に関する規程

社会福祉法人  
島 保 育 園

# 役員等の費用弁償及び旅費に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人島保育園（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の費用弁償並びに旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (会議)

第2条 法人が開催する会議は、次のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 評議員選任・解任委員会
- (4) 上記のほか、法人が主催し役員等が出席する会議。

## (費用弁償の支給)

第3条 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

- 2 法人が開催する会議に役員等が出席した場合の日当は、一日 2,000 円とし当日現金支給とする。
- 3 役員等が法人業務のために出張する場合は、下記のとおり、旅費を支給することができる。
- 4 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。
- 5 職員を兼務する立場を有する者に対しては、支給しない。
- 6 上記のほか、法人の業務により会議に出席した者及び出張を依頼する者に対しては、下記のとおり、日当及びに旅費を支給することができる。

## (出張及び研修)

区分	金額		備考
交通費	実費		鉄道賃・バス賃・航空賃 船賃職員の旅費規程を勘案
	車賃		(1 Km あたり 38 円)
日当	県内	2,600 円	職員の旅費規程を勘案して 4 時間以内の出張については 1,300 円
	県外	3,000 円	
宿泊費	県内	上限 11,800 円	領収書添付し実費支給とする。
	県外	上限 13,100 円	

(旅費の調整)

第4条 予算上、その他特別に必要な場合には、出張に要した実費を超える部分について全部または一部を減額して支給することができる。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は平成30年 4 月 1 日から施行する。